

第2章 第2次岐阜県廃棄物処理計画の中間評価

1. 廃棄物の減量化の状況

(1) 一般廃棄物

本計画では、一般廃棄物の減量化の中間目標として、平成28年度の排出量699千トン、再生利用量175千トン（再生利用率25%）、最終処分量48千トンとしています。

平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（速報値）によると、平成26年度における一般廃棄物の排出量は681千トン、再生利用量は136千トン（再生利用率19.9%）、最終処分量は60千トンです。

一般廃棄物の排出量は、平成21年度実績から約55千トン減少し、排出量の削減が進んでいます。

再生利用率は、平成26年度は19.9%で、平成21年度から3%減少（再生利用量は約32千トン減少）していますが、これは、近年、民間事業者による資源回収が活発に行われていることによるもの^{※1}と考えられます。再生利用の状況は、こうした要因を考慮しても、平成21年度から大きく変わっていないと考えられ^{※2}、再生利用率の増加に向けた取組みが必要です。

また、最終処分量は、平成21年度実績から約0.8千トン増加しています。増加の要因として、平成26年8月に発生した豪雨災害の影響が考えられます。平成26年度を除くと、最終処分量は、近年ほぼ横ばい状態にあるため、削減に向けた取組みが必要です。

※1 一般廃棄物処理実態調査は、市町村等が収集したごみ、市町村等の処理施設へ直接搬入されたごみ、及び町内会やPTA等が実施した集団回収で市町村へ報告されたごみの量が調査の対象となっており、民間事業者が設置した資源回収拠点やスーパーの店頭での回収量が含まれていません。

※2 一般廃棄物処理実態調査では、平成21年度から平成26年度にかけて、紙類の再生利用量が約29千トン減少していますが、同時期における全国のご紙回収量（率）は、大きく変化していません。このことから、減少量の大半は、民間事業者による資源回収に回っていると考えられます。（各年度の項目別の再生利用量及びご紙回収量（率）は、P.12に記載しています。）

表1 一般廃棄物の減量化の進捗状況

（単位：千トン）

区 分	平成21年度 実績（基準）		平成26年度 実績		平成28年度 中間目標	
		構成比%		構成比%		構成比%
排出量	736	100	681	100	699	100
再生利用量	168	23	136	20	175	25
中間処理による減量	509	69	485	71	476	68
最終処分量	59	8	60	9	48	7

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

※平成21年度実績（基準）は、本計画の基準年度の実績値。

※再生利用量は、処理過程において直接資源化されたもの、中間処理に伴って資源化されたものと集団回収されたものの合計。

(2) 産業廃棄物

本計画では、産業廃棄物の減量化の中間目標として、平成28年度の発生量3,900千トン、資源化量1,833千トン（資源化率47%）、最終処分量111千トンを掲げています。

平成26年度産業廃棄物実態調査結果によると、平成26年度における産業廃棄物の発生量は3,934千トン、資源化量は2,014千トン（資源化率51%）、最終処分量は126千トンです。

産業廃棄物の発生量は、平成20年度実績から、約56千トンの増加となりましたが、平成20年度の発生量とほぼ同量を維持しており、排出抑制に向けた取組みが進められていると考えられます。

資源化量（率）は、平成20年度実績から約410千トン（8.9%）増加し、排出事業者や処理業者による再資源化の取組みが着実に進められていると考えられます。

また、最終処分量は、平成20年度実績から約0.6千トン減少していますが、更なる削減に向けた取組みが必要です。

表2 産業廃棄物の減量化の進捗状況

（単位：千トン）

区 分	平成20年度 実績（基準）		平成26年度 実績		平成28年度 中間目標	
		構成比%		構成比%		構成比%
発生量	3,878	100	3,934	100	3,900	100
資源化量	1,640	42	2,014	51	1,833	47
中間処理による減量	2,112	54	1,794	46	1,956	50
最終処分量	126	3	126	3	111	3

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

※平成20年度実績（基準）は、本計画の基準年度の実績値。

※資源化量は、処理過程において有効利用されるもの、中間処理に伴って資源化されるものと有償物の合計。

2. 施策ごとの課題

本計画では、「廃棄物の適正な処理に関する具体的施策」として、基本的な考え方（「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」）ごとに実施する施策を定めています。本計画の改定にあたり、廃棄物の減量化の状況を踏まえて、施策の項目ごとにこれまでの取組みについて点検を行いました。

(1) 循環型社会の形成

循環型社会の形成を進めるため、「ごみ減量化の推進」「各種リサイクルの推進」「リサイクル製品の利用推進」「一般廃棄物の適正処理の推進」「産業廃棄物の適正処理の推進」「リサイクル関連産業の育成支援」を施策として掲げています。これらの施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①ごみ減量化の推進

生活系ごみの排出量は減少していますが、ごみ減量化に対する県民の関心度が高まっているとは言えないため、県民の意識を高めるための取組みを継続する必要があります。

○県民1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人日)

年度	H21	H26
1人1日あたり生活系ごみの排出量	731	661

※生活系ごみは、生活系ごみ収集量に集団回収量を加えた量

(平成21、26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

○東海三県一市グリーン購入キャンペーン参加店舗数 (店)

年度	H21	H27
キャンペーン参加店舗数	714	689
小売事業所数(※)	14,377	11,911
参加割合	4.97%	5.78%

※小売事業所数は、総務省統計局「経済センサス」のうち、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他小売業の合計

(東海三県一市グリーン購入キャンペーン実行委員会調べ)

②リサイクルの推進

(各種リサイクルの推進・リサイクル製品の利用推進・リサイクル産業の育成支援)

各種リサイクル法に基づく循環資源の回収や再生利用等の仕組みは拡大しており、事業者の再生利用の取組みも進んでいると見られます。その一方、岐阜県リサイクル認定製品の認定数はほぼ横ばいとなっています。回収された資源が確実に循環されるよう、リサイクル製品の利用拡大に向けた取組みが必要です。

○容器包装分別実施市町村数 (市町村)

容器種別	H24	H27
鋼製容器	40	41
アルミ製容器	40	41
ダンボール製容器	37	37
飲料用紙製容器	35	38
プラスチック製容器	37	37
その他紙製容器	15	18

※第7期岐阜県分別収集促進計画(H25)、第8期岐阜県分別収集促進計画(H28)の基準年度で比較

(廃棄物対策課調べ)

○岐阜県リサイクル認定製品数 (製品)

年度	H21	H26
認定製品数	188	176

(廃棄物対策課調べ)

③一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設への定期立入検査や施設整備に対する支援を通じて、一般廃棄物の適正な処理体制は確保されています。

今後、防災や地球温暖化対策の観点から、一般廃棄物処理施設の耐震化や熱回収・発電等

のエネルギー回収の促進を図る必要があります。また、再生利用量（率）の向上、最終処分量の削減に向けた支援を進める必要があります。

○一般廃棄物処理施設のエネルギー回収能力 (余熱利用能力：MJ、発電能力：kW)

年度	H21	H26
余熱利用能力	133,432,943	224,605,138
発電能力	18,230	18,640

(H21, 26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

④産業廃棄物の適正処理の推進

優良認定の新規取得業者や電子マニフェスト登録件数の増加などから、排出事業者・処理業者の法令遵守や適正処理意識は高まっていると考えられますが、一層の徹底に向け、取組みを継続する必要があります。また、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続条例の運用を通じて、処理施設に対する周辺住民の理解は浸透していると考えられますが、今後も適正な運用を行う必要があります。

○優良認定の新規取得処分業者数 (社)

年度	H23	H24	H25	H26
新規取得業者	2	2	3	2

※優良認定制度は平成23年4月から運用開始。
(廃棄物対策課調べ)

○電子マニフェスト登録件数 (件)

年度	H21	H26
登録件数	61,105	141,151
全件数（紙、電子）に占める割合	19.7%	36.6%

(廃棄物対策課調べ)

○産業廃棄物処理施設の設置に係る手続条例に基づく手続完了件数 (件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
完了件数	1	4	7	6	10	8

(廃棄物対策課調べ)

(2) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、「環境美化運動の推進」「災害時における廃棄物処理対策の推進」を施策として掲げています。これらの施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①環境美化運動の推進

県内で行われている環境美化活動への参加人数は増加傾向にあり、環境美化に関する意識や行動については、県民への浸透が進んでいると考えられます。環境美化の意識が広く浸透することで不適正処理の抑止にもつながるため、今後も、取組みを継続する必要があります。

○環境美化活動参加人数 (人)

年度	H21	H26
参加人数	315, 596	336, 367

(廃棄物対策課調べ)

②災害時における廃棄物処理対策の推進

環境省から平成26年3月に示された「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて、大規模災害時の災害廃棄物処理における県の役割等を整理し、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後、災害時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が開始できるよう、県・市町村を挙げて備えの強化を進める必要があります。

○災害廃棄物処理計画の策定市町村 (環境省旧指針※) (市町村)

種類	H21	H26
震災編	20	38
水害編	20	37

※H26.3以前の処理計画策定の指針であった「震災廃棄物対策指針」(H10)、「水害廃棄物対策指針」(H17)を指す。
(廃棄物対策課調べ)

(3) 不適正処理対策の推進

不適正処理対策を進めるため、「不法投棄等の不適正処理対策の推進」を施策として掲げています。施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①不法投棄等の不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不適正処理の件数については、減少傾向にありますが、小規模な事案については、依然として後を絶たない状況にあります。また、土砂又は有価物を装うなど手口が悪質・巧妙化しているほか、反社会的勢力が関与する事案もあり、調査による事案の全容解明、指導による原状回復に時間を要する事案も少なくない状況です。

このため、「早期発見・早期措置」を基本方針とし、不適正処理対策を継続して推進する必要があります。

○通報件数 (件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	3, 971	3, 236	3, 471	3, 539	3, 215	3, 450
(産廃)	755	423	368	361	355	319

※(産廃)は内数。通報件数には野焼き等に関する通報も含まれる。

※通報後の現場調査の結果、廃棄物の不適正処理と誤認されたものや、同一案件に関する複数人からの通報若しくは複数回の通報もあり、通報件数がそのまま不適正処理の件数とはならないことに留意が必要。
(廃棄物対策課調べ)

3. 計画策定後に生じた課題

本計画の策定後に生じた課題や法制度の改正に対応して、取組内容の見直しを行う必要があります。主な課題は、次のとおりです。

(1) 廃棄食品不正転売事件を踏まえた適正処理の徹底

平成 28 年 1 月に発覚した廃棄食品の不正転売事件では、産業廃棄物の適正処理を徹底するために取り組むべき課題が明らかとなりました。現在、国においては、廃棄物処理法の改正などの制度改正について検討が行われていますが、国の動向を注視しながら、立入検査の強化、電子マニフェストの利用促進、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進など、制度改正とは関わりなく取り組むことができる事項から取組みを進めていく必要があります。

(2) 災害廃棄物対策

平成 27 年 7 月に廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物処理対策に関する基本的な方針を廃棄物処理計画において定めることとされました。県は、平成 28 年 3 月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、同計画を踏まえ、国、近隣県、市町村、関係団体と連携して、非常時に迅速かつ適正な廃棄物処理が開始できるよう、平常時からの備えを強化する必要があります。

(3) PCB 廃棄物の期限内処理

平成 28 年 5 月に PCB 特別措置法の改正が行われ、高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が平成 33 年 3 月(トランス・コンデンサー等の一部の廃棄物については平成 34 年 3 月)とされました。期限内処理の終了に向けて、高濃度 PCB 廃棄物の保管状況の網羅的な把握や計画的な処理を進める必要があります。また、処理期限が平成 39 年 3 月とされている低濃度 PCB 廃棄物についても、計画的な処理を進める必要があります。

(4) 国の基本方針との整合

平成 28 年 1 月に国の基本方針が改正され、家庭から発生する食品廃棄物(食品ロス)の削減や家電リサイクル法で小売店の引取義務外とされる廃家電製品の回収、使用済小型家電製品の回収に関する取組目標や全国的に取組みが遅れている 2R(リデュース・リユース)への取組みの強化をはじめとする施策の方針が示されました。こうした基本方針の改正内容を踏まえて取組みを進める必要があります。

4. 計画改定の考え方

2, 3 で示した課題を踏まえて、計画期間後半における取組方針を明らかにするため、本計画の改定を行います。

改定にあたっては、本計画策定時に定めた基本的な考え方(「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」)を維持しながら、課題に即して、取組内容の見直しを行います。